

新潟県

## 教育月報 1 月号

第 883 号

令和 6 年 1 月 4 日発行

編集人、発行人

新潟県教育委員会

## ＜今月号の記事＞

|                                      |         | 対象校種 |
|--------------------------------------|---------|------|
| 1：教育ニュースライン                          | P 1     | 小中   |
| 2：本県における児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題について | P 2-6   | 全種   |
| 3：特色ある学校づくりについて                      | P 7-10  | 高校   |
| 4：地域の宝「なりわいの匠」の技を体験しませんか？            | P 11    | 全種   |
| 5：インフォメーション                          | P 12-14 | 全種   |

## 教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

**アントレプレナーシップ教育をテーマに  
キャリア教育指導者研修会を開催しました**

社会が大きく変化する中、主体性をもって社会課題に挑む人材育成が急務であることから、県教育委員会では、令和 5 年度からアントレプレナーシップ教育（起業家教育）を推進しており、小中学校で実践するモデル事業等を展開しています。

今回は、義務教育課が実施した教員対象の「アントレプレナーシップ教育」をテーマとした研修とそこで紹介されたモデル事業の内容を中心に紹介します。

12 月 14 日（金）にキャリア教育指導者研修会がオンラインで開催され、県内の市町村教育委員会の指導主事、小中学校の管理職及び総合学習担当の先生方、総勢 100 名近くの参加がありました。

県教育委員会義務教育課の担当職員から、アントレプレナーシップ教育が求められている背景や、アントレプレナーシップ教育はキャリア教育の一環であり、キャリア教育で育成すべきコンピテンシーについてアントレプレナーシップ教育の視点から考えることの重要性が説明されました。

また、早期起業家教育の研究者として全国でご活躍されている株式会社セルフウイング

代表取締役の平井由紀子氏からは、起業家教育はあくまで手段であり、非認知能力を育成することが目的であることを、具体的なプログラムを例に出しながら理論的に説明していただきました。



【講義中の様子】

その他、今年度のアントレプレナーシップ教育推進モデル事業の指定校として実践されている新発田市立東中学校と胎内市立中条中学校からは、取組の課題や地域との連携の在り方について報告をいただきました。

参加者からは、「自校のキャリア教育を見直すきっかけになった」との感想をいただきました。

モデル校の取組については、高等学校でも実践しており、今後、県教育委員会のHP等を通じて実践事例の横展開を図っていきます。

今後も県教育委員会ではアントレプレナーシップ教育を推進していきます。

# 本県における児童生徒の問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題について

生徒指導課

## はじめに

文部科学省は 10 月に、令和 4 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表しました。

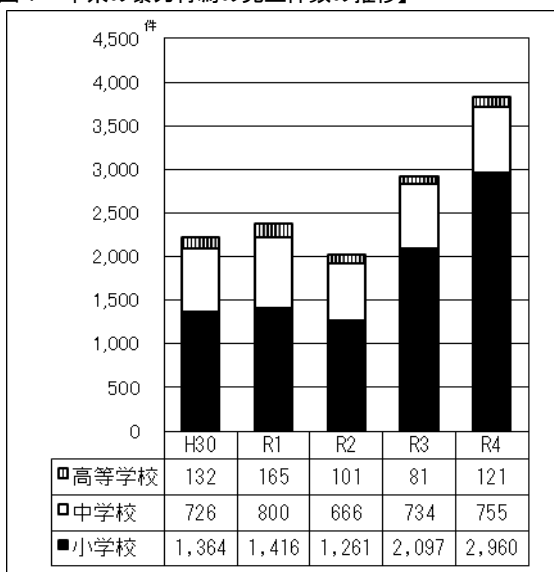
本号では、この調査結果を踏まえ、本県の生徒指導上の諸課題と対応や未然防止に向けた取組について述べます。

## 令和 4 年度の暴力行為の現状と課題

令和 4 年度の本県の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は 3,836 件で、前年度と比べ、増加しました（図 1）。その内訳は、小学校における暴力行為の発生件数が 2,960 件（R3：2,097 件）となり、前年度比+863 件。中学校は 755 件（R3：734 件）となり、前年度比+21 件。高等学校は、121 件（R3：81 件）となり、前年度比+40 件となっています。

また、児童生徒 1,000 人あたりの発生件数は、小学校で 28.9 件（全国：9.9 件）、中学校で 13.8 件（全国：9.2 件）、高等学校は 2.2 件（全国：1.3 件）、本県全体で 18.1 件となり、全国の平均値の 7.5 件を大幅に上回っています。

【図 1 本県の暴力行為の発生件数の推移】



発生件数の増加は小学校が顕著です。増加の要因としては、いじめの認知に伴うものや、些細な

行為であっても教職員が見逃さずに認知し、初期対応が行われたことによるものと捉えています。暴力行為を形態別で見ると、どの校種においても生徒間暴力の件数が最も多くなっています（表 1）。

【表 1 本県の暴力行為の形態別発生件数】 (件)

|     | 対教師 | 生徒間   | 対人 | 器物損壊 |
|-----|-----|-------|----|------|
| 小学校 | 458 | 2,199 | 13 | 290  |
| 中学校 | 38  | 544   | 10 | 163  |
| 高校  | 4   | 82    | 0  | 35   |
| 合計  | 500 | 2,825 | 23 | 488  |

## 暴力行為の対応のポイント

暴力行為の発生の背景には、児童生徒を取り巻く学校、家庭、社会環境などの様々な要因があり、それらの要因を多面的かつ客観的に理解した上で、丁寧に対応する必要があります。むやみに指導を行うのではなく、児童生徒が自らの行為を反省し、以後同様の行為を繰り返さないような視点に立った働きかけを行うことが重要です。

対応のポイントについて、以下のことを参考にしてください。

### 1 未然防止

児童生徒が「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した校内の雰囲気づくりや、正義や公正さなどを取り入れた道徳教育、人権教育等の充実、日常の働きかけが重要です。

### 2 前兆行動の早期発見・早期対応

粗暴な言葉、暴力を伴わないいじめ等の前兆行動を早期に発見し対応することが重要です。児童生徒の行動や集団全体の雰囲気を注意深く観察し、学習面や進路面、健康面など多面的にアセスメント（見立て）を行い、まずは先入観や偏見を持たずに真摯に話を聴くといった早期の対応が求められます。

### 3 発生した場合の対応

暴力行為が発生した場合、被害児童生徒の手当

と周囲の児童生徒の安全確保を行った上で、被害児童生徒のケア、暴力行為に及んだ児童生徒への指導、他の児童生徒への配慮、保護者への対応などを行う必要があります。また、場合によっては警察等関係機関と連携して対応を進めることが有効です。

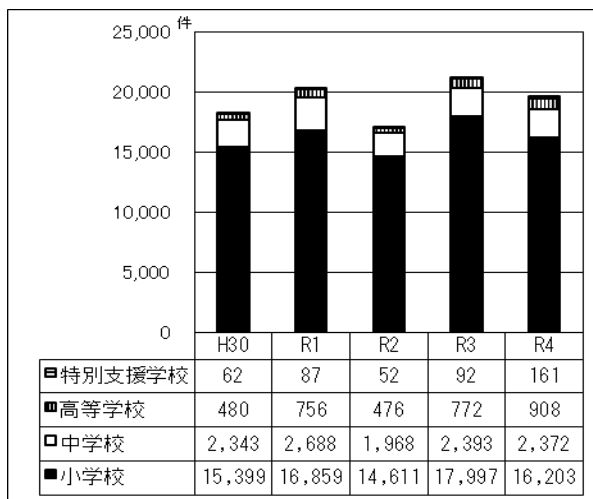
### 令和 4 年度のいじめの現状と課題

#### 1 いじめの認知状況

本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、小学校は 16,203 件 (R 3 : 17,997 件)、中学校は 2,372 件 (R 3 : 2,393 件) とそれぞれ前年度より減少、高等学校は 908 件 (R 3 : 772 件)、特別支援学校は 161 件 (R 3 : 92 件) とそれぞれ前年度より増加し、総計 19,644 件 (R 3 : 21,254 件) となりました (図 2)。

本県の小・中・高・特別支援学校の児童生徒 1,000 人あたりのいじめの認知件数は 91.7 件 (R 3 : 97.4 件) と、全国の平均値 53.3 件を大幅に上回っていることから、いじめの積極的な認知に努める意識が定着していると考えられます。

【図 2 本県のいじめの認知件数の推移】



引き続き、各種研修や校内の生徒指導体制等の検証と見直しを行い、法令理解と積極的ないじめ認知を進めていく必要があります。

#### 2 いじめの解消の状況

本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの解消状況は、解消に向けて「取組中」の割合が前年度より増加しました (表 2)。

その要因としては、解消の目安である 3 か月を経過しても安易に解消とせず、丁寧な対応が行われていることが考えられます。今後も各種研修

会等で、国の基本的な方針に則った、いじめの解消の要件や判断等に関する理解を進める必要があります。

【表 2 本県のいじめの解消状況】

|   |       | 解消しているもの | 解消に向けて取組中 |       | その他 |
|---|-------|----------|-----------|-------|-----|
|   |       |          | 3か月以上経過   | 3か月未満 |     |
| R | 件数(件) | 17,254   | 836       | 3,137 | 27  |
| 3 | 割合(%) | 81.2     | 3.9       | 14.8  | 0.1 |
| R | 件数(件) | 15,374   | 877       | 3,340 | 53  |
| 4 | 割合(%) | 78.2     | 4.5       | 17.0  | 0.3 |

\* 「その他」は、いじめの問題による就学校の指定変更、転学や退学など

#### 3 発見のきっかけ

いじめの発見のきっかけ (表 3) は、「アンケート調査」によるものが最も多くなっていますが、今後も、児童生徒が自分の悩みや困りについて答えやすくするために、記名の有無や自宅での回答、学習用端末の活用等、工夫を凝らした実施が求められます。

また、「本人からの訴え」は中学生、高校生と学年が上がるにつれ、割合が高くなる傾向にあります。SOS の出し方に関する学習を行い、児童生徒が援助希求する力、教職員を含む大人たちがその声を受け止める力の醸成を図っていくことが重要です。

【表 3 本県のいじめの発見のきっかけ】 (%)

|             | R 3  | R 4  |
|-------------|------|------|
| アンケート調査     | 58.6 | 51.9 |
| 本人からの訴え     | 17.3 | 18.0 |
| 本人の保護者からの訴え | 10.7 | 12.4 |
| 学級担任が発見     | 5.5  | 7.8  |
| 他の児童生徒からの情報 | 4.0  | 4.6  |
| 担任以外の教師が発見  | 2.4  | 2.7  |

### いじめ問題への対応のポイント

#### 1 法令等の正しい理解

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止対策等については、いじめ防止対策推進法や国の基本的な方針などの法令等に則った対応を行うことが肝要です。そのため、教職員がそれらについて正しく理解する必要があります。

県立学校対象のいじめ対策総点検と市町村立

学校対象の生徒指導体制等の自己点検において、下の例などにより、教職員の法令理解度の調査を行った結果、「いじめ類似行為」に関する設問の正答率は7割を下回り、「いじめの解消の要件」に関する設問では正答率が8割をわずかに上回る程度でした。

|  |
|--|
| <p><b>【いじめ類似行為】</b>に関する正誤判定</p> <p>インターネット上などに書かれていた友達<br/>の悪口を知り得た児童生徒からその訴えを受<br/>けたが、被害児童生徒がその事実を知らない場<br/>合、被害児童生徒に事実を伝え、対応を進めな<br/>ければならない。</p> <p>→正解 正しくない(×)</p>               |
| <p><b>【いじめの解消の要件】</b>に関する正誤判定</p> <p>学校いじめ対策組織において、すでに認知し<br/>たいじめ事案について、「いじめの行為が止ん<br/>だ」と判断してから3か月の間に、被害側の児<br/>童生徒・保護者から新たないじめに関する訴え<br/>がなかったため、「解消」と判断した。</p> <p>→正解 正しくない(×)</p> |

**(1) 「いじめ類似行為」**

令和2年12月制定の「新潟県いじめ等の対策に関する条例」で「いじめ類似行為」を定義したことを受け、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」を改定しました。

この条例において「**いじめ類似行為**」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性(がいぜんせい)とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

※新潟県いじめ等の対策に関する条例定義 第2条2  
「児童等」は児童生徒を指します

「いじめ類似行為」を行った児童生徒に対しては、いじめと同様に対応し、学校は保護者と連携しながら指導を行います。

まだいじめに気づいていない児童生徒に、そのことを伝えるかどうかは、学校が保護者に事実を

伝えた上で、相談して対応を決める必要があります。

**(2) 「いじめの解消の要件」**

いじめが解消されたと判断するためには国の基本的な方針が示す、次の2つの要件を満たすことが必要です。

**①いじめに係る行為が止んでいること**

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

**②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及び保護者に面談等で確認する。

上記の要件が満たされる場合であっても、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、継続的な見守りが重要です。

**2 早期対応による「重大事態」の発生防止**

令和4年度の本県のいじめの重大事態発生件数は前年度と同じく5件でした(表4)。また、1,000人あたりの発生件数は0.02件で、全国平均を下回りました。しかし、依然として重大事態が発生していることから、未然防止、早期発見、早期対応の徹底による重大事態の発生防止への取組が重要です。

【表4 本県の「重大事態」発生件数】 (件)

|    | 発生件数 | 第1号件数 | 第2号件数 | 1件、1号と2号<br>両方に該当する<br>事案あり |
|----|------|-------|-------|-----------------------------|
| R3 | 5    | 3     | 2     |                             |
| R4 | 5    | 1     | 5     |                             |

**(1) いじめの「重大事態」とは**

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(第1号)

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第2号)

※いじめ防止対策推進法 第28条 重大事態への対処

「相当の期間」とは年間30日を目安としますが、一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する必要があります。

(2) いじめの重大事態への対処

- 重大事態の「疑い」が生じた段階で組織を設け、調査を開始しなければならない。
- 被害児童生徒や保護者から申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態が発生した場合、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年文部科学省) と「いじめ重大事態に関する国への報告について」(令和 5 年文部科学省) に従って対応してください。

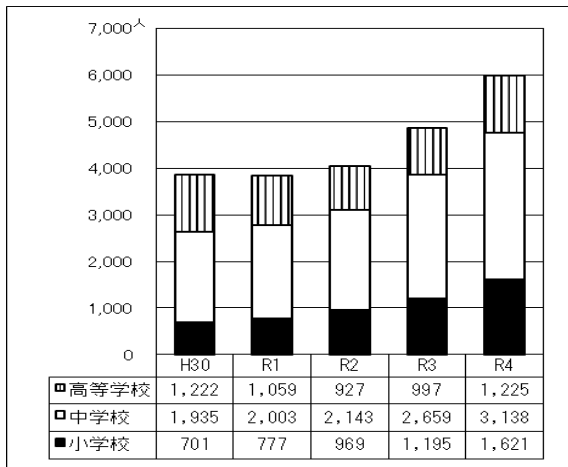
**令和 4 年度の不登校の現状と課題**

本県の不登校児童生徒数は、全国と同様、増加傾向にあり、特に小・中学校での増加が顕著です。

1 不登校児童生徒数

本県の小・中・高等学校における不登校児童生徒数は、小学校 1,621 人(R 3 : 1,195 人)、中学校 3,138 人(R 3 : 2,659 人)、高等学校 1,225 人(R 3 : 997 人)です(図 3)。

【図 3 本県の不登校児童生徒数の推移】



また、本県の 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、どの校種も全国と同様、前年度よりも増加しています(表 5)。

【表 5 本県の 1,000 人当たりの不登校児童生徒】(人)

|      | R 3  | R 4  |
|------|------|------|
| 小学校  | 11.5 | 15.8 |
| 中学校  | 47.8 | 57.5 |
| 高等学校 | 18.8 | 23.7 |

また、本県の小・中学校の不登校児童生徒のうち、90 日以上欠席者数は、前年度と比べて小・中学校で増加しています(表 6)。

【表 6 本県の 90 日以上欠席の不登校児童生徒】(人)

|     | R 3   | R 4   |
|-----|-------|-------|
| 小学校 | 450   | 614   |
| 中学校 | 1,502 | 1,722 |

2 不登校の要因

全国と同様に、主たる要因として「無気力、不安」が最も多く、続いて「生活リズムの乱れ等」「いじめを除く友人関係」「親子の関わり方」「学業不振」が多くなっていますが、教職員が考える要因と、児童生徒自身による回答には、ずれが生じることもあります。不登校の要因は多岐に渡っており、「なぜ行けなくなったのか」、「どうしたら行けるのか」にこだわるのではなく、「どのような学校(教室)であれば行きたいと思うのか」という本人の気持ちやニーズを理解し、個に応じた具体的な支援を行うことが重要です。

3 専門的人材、機関との連携

小・中学校において約 4 割の児童生徒が、学校内外において、専門家等から相談・指導を受けていない状況にあります。

スクールカウンセラー、相談員など学校内の専門的人材、各種機関との連携を図り、相談しやすい体制づくりを進める必要があります。

**不登校への対応のポイント**

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すよう働きかけることが重要です。

対応のポイントについて、以下を参考にしてください。

1 不登校対策リーフレット(県教育委員会)

(1) 未然防止

特定の児童生徒を想定せずに、全ての児童生徒が、学校に行きたいと思えるような「魅力ある学校づくり」を進め、授業や行事等を工夫することが求められます。

(2) 初期対応

いじめ対応と同じく、早期発見・早期対応が重要です。児童生徒が連続して欠席する場合には、その背景を総合的に判断しながら組織的に初期対応を行うことが必要です。県教育委員会が推奨

する「子どもとともに1・2・3運動」の徹底も  
 お願いします。

ワン ツー スリー

【「子どもとともに1・2・3運動」の周知】  
 児童生徒の欠席が見られた際には、その初期段階（1～3日目）に、  
 担任を中心に、教職員が組織的に対応します。

1日目：欠席家庭に連絡し、保護者又は本人から状況を聞く。  
 2日目：児童生徒の具体的な状況を電話等により把握する。  
 3日目：家庭訪問を実施し、保護者又は本人と面談する。

(不登校対策リーフレットから引用)

### (3) 学校等の充実した取組

「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的な支援、SCやSSWと連携した効果的な支援の充実、校外の教育支援センターやフリースクールなど多様な教育機会の確保などの取組の実施が必要です。

## 2 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

現在の不登校対策の根幹となっているのが、令和5年3月に文部科学省が策定した本プランです。再度、内容を確認し、今後の不登対策に生かすようお願いします。

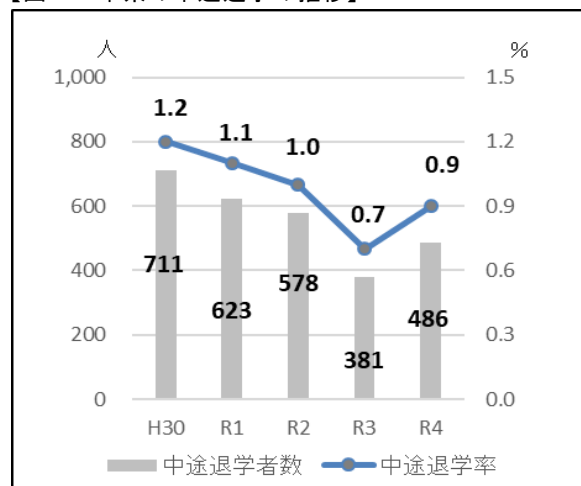
### COCOLOプランで示す主な取組

- ①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整備する
  - ・校内教育支援センターの設置促進
  - ・多様な学びの場、居場所を確保
- ②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
  - ・1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進
  - ・「チーム学校」による早期支援を推進
- ③学校風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
  - ・学校の風土を「見える化」
  - ・快適で温かみのある学校としての環境整備

## 令和4年度の中途退学の現状と課題

本県の高等学校における中途退学者数は486人で、前度に比べ105人増加しました。中途退学の割合は、全国が1.4%に対し、新潟県は0.9%と下回っています（図4）。

【図4 本県の中途退学の推移】




本県では、前年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度は増加しました。中途退学の主な理由としては「学校生活・学業不適応」や「進路変更」が多く、学年別にみると、1年生の割合が高くなっています。このことから、中学生段階での個々に応じた進路指導や体験入学の実施、高等学校では入学前のオリエンテーションや「マイスクールライフサポートブック」の活用、相談体制の充実などにより、学校生活や学業への不安を軽減させることが重要です。

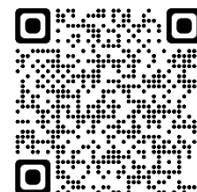
### おわりに

暴力行為、いじめ、不登校等への対応としては、未然防止の取組や、早期発見・早期対応が重要です。事案発生後も、組織による初期対応を丁寧に行うことで深刻化・重大化を防ぐことができます。また、事案によっては、警察等外部機関との連携を図ることが重要です。

(参考)

いじめや不登校など相談窓口については、右の二次元コードから  お進みください。

(新潟県いじめ対策ポータル内)



[お問い合わせ]  
 生徒指導課 支援・相談班  
 電話 025-280-5793

## 特色ある学校づくりについて

### 高等学校教育課

#### はじめに

県教育委員会では、「高校特色化地域連携推進事業」として、地域人材を活用し、学習指導等の体制を構築するとともに、学科改編に伴う教育活動を充実させるため、重点的な取組を行う学校の活動を支援しています。

| R5 事業指定校 | 主な事業内容                      |
|----------|-----------------------------|
| 阿賀黎明     | コミュニティ・スクール運営のための学校運営協議会開催  |
| 中 条      | 地域産業に関する講義や企業実習のための地域人材招聘   |
| 松 代      | 地域探究の講演やワークショップのための地域人材招聘   |
| 柏崎工業     | プログラミングに関する実習のための大学機関の職員招聘等 |
| 高田南城     | 通学コースの学習支援のための学習サポーター配置     |
| 高田商業     | コンソーシアム構築のための地域連携推進協議会開催    |
| 羽 茂      | 探究活動等の支援のための地域協働コーディネーター配置  |

本号では、令和 5 年度の事業指定校 7 校の中から 3 校の取組について紹介します。

#### 阿賀黎明高校の取組

当校は、令和 2 年度からコミュニティ・スクールを導入し、地域の有識者 6 人と校長からなる学校運営協議会において、学校運営に必要な支援等について協議しています。さらにその実践のために、地域の企業・団体・住民の有志約 20 人からなる「阿賀黎明探究パートナーズ」も加わり、それぞれの立場から育てたい生徒像や高校の教育活動で大切にしたいことなどを議論する熟議の場を設けています。阿賀黎明探究パートナーズは、「総合的な探究の時間」や学校設定教科「地域学」における地域と連携した活動への支援を行っています。学習指導要領で求められる「社会に関か

れた教育課程」の実現のために、保護者や地域住民の方々に学校運営に関わっていただくことで地域に根ざした学校づくりを推進しています。また、令和 2 年度から、阿賀町の支援により、学生寮を整備し、県外生の募集を開始しました。今年度も 7 人の県外生徒を迎え、仲間とともに充実した高校生活を過ごしています。

#### 【学校運営協議会の開催】

| 回 | 日時            | 主な内容  |
|---|---------------|---|
| 1 | 5 月 23 日 (火)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の活動方針</li> <li>・「新潟の未来を SaGaSu プロジェクト」の取組</li> <li>・熟議「高校生が町内をフィールドに活動するとしたら、どのようなフィールドや活動が考えられるか。」</li> </ul> |
| 2 | 10 月 10 日 (火) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の進捗状況</li> <li>・「新潟の未来を SaGaSu プロジェクト」の進捗状況</li> <li>・熟議「地域と協働し、地域を共につくる人材に必要な資質・能力とは」</li> </ul>              |

※第 3 回は令和 6 年 1 月 22 日開催予定



【学校運営協議会における熟議の様子】



【地域支援者伴走による 1 年生  
「総合的な探究の時間」の様子】

本校における地域連携は、下図で示すように、阿賀町によるさまざまな学校魅力化の支援、学校運営協議会や、阿賀黎明探究パートナーズによる支援があり、地域コーディネーターが調整役を担うことで、学校、阿賀町（行政）、地域（住民）の地域協働体制が確立し、高校の特色化を推進することができています。

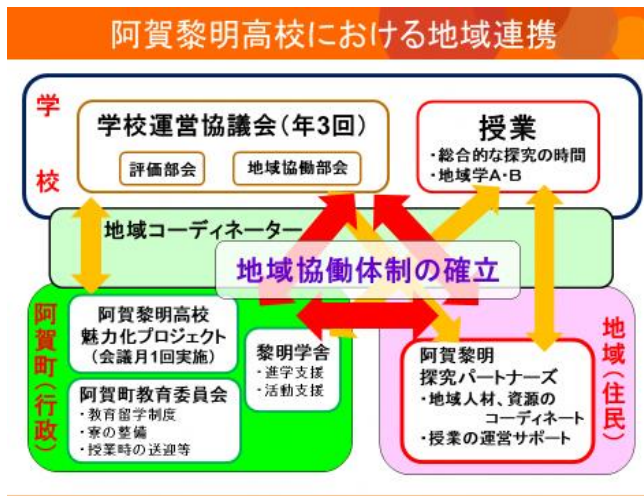
これまでの取組により地域連携の多様化が進み、地域の方々に支援していただける多くの場を設定することができました。今後はそれぞれの活動において、地域支援者と協議し連携を深めることで内容の充実を図っていきたいと考えています。

### 中条高校の取組

当校の地域産業コースでは、体験を重視した学びをとおして地域産業への理解を深める取組を行っています。

工業系選択では、地域に貢献するとともに即戦力となる人材育成につなげることを目的に、DX をテーマとして学習しています。

株式会社ヨシデンからの協力により、DX 化に取り組む IT 企業から講師を招き、4 月から python(パイソン)のプログラミングを学びました。それを活用して、企業にとってもメリットになるように課題解決を行う企業実習を 9～10 月に行い、これまで企業において手入力で行っていた業務を自動化するプログラムを作成しました。生徒は「企業のものを作るのは緊張したけれど、出来上がって社会の役に立ったという実感が湧いた」と感想を話しました。その他、NTT 東日本新潟支社からドローンの活用方法を学んで実際に操縦体験をしたり、職業能力開発短期大学校の先生から現状の DX 化の事例をお聞きしたりするなど、企業における DX について理解を深める学習を行っています。企業が抱える人材不足や業務の効率化といった課題解決に生徒が加わることで、企業にとってもメリットになる実習となるように取り組んでいます。



【阿賀黎明高校における地域連携図】



【プログラミング講座の様子】

※講師は、株式会社 KOSKA 代表取締役  
曾根 健一郎 CEO



【プログラム作成の様子】



【吉田電材蒸留所での見学の様子】

商業系選択では、「ビジネス基礎」や「情報処理」における学習の成果を地域に活かすため、地域の店舗や企業を取材してお店の紹介ポスターやCM動画を作成し、胎内市長や教育長に発表する「広告宣伝実習」を行っています。ポスターは、各店舗や胎内市役所で掲示していただきました。また、CM動画は、胎内市観光協会のページや胎内市役所で公開していただきました。昨年は、実際に企業のテレビCMとして放送していただいたものもあります。

家庭科では、米粉の製法や特徴について地元企業の方から学ぶ授業や、米粉を活用したレシピの作成及び調理実習を行っています。

地域連携をより一層推進するため、当校は令和5年10月26日に胎内市と連携協定を締結しました。今後も、胎内市や地元企業など

地域と連携した学びをすすめ、社会で通用する力を身に付け、主体的に社会貢献できる人材の育成に努めていきます。



【広告宣伝実習の取材の様子】

### 高田南城高校（通信制課程）の取組

通信制課程は、レポート（報告課題）、スクーリング（面接指導）、テスト（定期試験）をとおして、生徒が自分のペースで学習を進めていく形態となっています。

生徒は、自分が選択した科目のレポートを作成し、期限までに提出し、添削指導を受けます。自分の力で計画的に学習を進め、すべてのレポートに合格することを目指します。

また、日曜もしくは火曜には、時間割に基づいて学校へ登校し、科目担当の教員から指導を受けます。これをスクーリングと呼びます。教科書やレポートの内容について、電子黒板等を使いながら分かりやすく指導します。当校ではスクーリングを年18回実施しており、生徒は科目ごとに定められた時数以上の出席を目指しています。

レポート提出とスクーリングへの出席の2つについて、定められた要件を満たせば、テストを受験することが認められ、合格することで科目の単位修得が可能となります。

当校では、これまでの通信制課程の仕組みを活かしながら、多様化する生徒のニーズに応じた「通学コース」を、令和3年度に設置しました。通常のスクーリングに加え、登校機会を増やすことで、レポート作成、学び直しや発展的な学習、キャリア学習等の柔軟な

学びに対応しています。また、設置当初から上越教育大学大学院と連携して取り組んでいます。

「サポート Day」は、大学院生が学習支援ボランティアとして来校し、生徒は、大学院生に質問しながらレポートを進めていく日です。レポートは家庭での自学自習が前提ですが、学習のペースがつかめない生徒や家庭での課題作成が行き詰まる生徒に対して有効な学習支援となっています。今年度から試験的に、オンラインによる質問受付を始めました。

「Mスクーリング Day」は、生徒の多様な学習ニーズに対応する日です。自己理解を深めて進路実現を目指す態度を養う「Mキャリア探究」、中学校までの基礎・基本の学び直しを行う「Mベーシック」、進路実現に向けたより発展的な学習に取り組む「Mプログレス」の3科目を設置し、生徒は希望に応じて科目を選択することができます。Mベーシックでは、大学院生が作成した学習動画を活用しています。

参加した生徒からは、「最初は戸惑ったけれども慣れてきて、質問しやすかった。」（サポート Day 参加生徒）、「学習動画の説明や教え方が分かりやすかった。」（Mベーシック受講生徒）、「今までよりも自分の将来について考える時間が増えた。」（Mキャリア探究受講生徒）などの感想がありました。

これからも、生徒のニーズに合った学習活動が提供できるよう、上越教育大学と連携しながら内容をブラッシュアップし、生徒の学びの意欲につながるような取組を進めてまいります。



【学習室（自学自習のためのスペース）】



【サポート Day の様子】



【Mスクーリング Day（Mベーシック）の様子】

## おわりに

教育を取り巻く社会情勢の急激な変化等に伴い、学校が抱える課題がますます複雑化している現状において、地域と学校がパートナーとして連携、協働するための組織的、継続的な仕組の構築は必要不可欠です。学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携、協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が生徒の成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが求められています。

今後も、生徒の学習意欲や学力、社会性の向上等、生涯にわたって「生きる力」を育む教育活動を支援し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進してまいります。

【お問い合わせ】  
高等学校教育課 企画振興係  
電話 025-280-5614

## 地域の宝「なりわいの匠」の技を体験しませんか？

農林水産部地域農政推進課

### はじめに

にいがた「なりわいの匠」とは、グリーン・ツーリズムの推進や子どもたちの体験活動の指導者確保を目的に、農山漁村の暮らしから生まれた文化や技を次世代に伝えるインストラクターとして、知事が認定した方々です。

匠の技の体験から、生まれ育った地域の伝統や文化、その継承、他の地域との違いや未来に残していきたいものを考えてみませんか。

### 切り干し大根からし巻づくり

からしを切り干し大根で巻いて漬けるからし巻は、田植えの時のふるまい料理として新潟市西蒲区巻地域で親しまれていました。「西蒲区のからし巻づくり」のなりわいの匠である岩崎さんは、この誇れる郷土料理を多くの方に知ってもらいたい、絶やしたくないという思いから、からし巻を製造していた岩崎食品を祖母から継承しました。

現在は、小学校や観光施設で体験授業を通じて郷土料理を後世へ伝える活動を展開しています。体験では、からしが苦手な方は、しそ生姜巻にすることもできます。



また、体験だけではなく、①自分たちで収穫し、干した大根を使う、②何を巻いたらおいしいか考えるなど食育として食べ物の知識や理解を深めることや、③新潟の食文化を後世へ伝えていきたいという岩崎さんの想いや食品加工・販売の仕事について聞かせてもら

う（職業体験）など、学校側のねらいに沿って体験内容をアレンジすることも可能です。

### 匠の技を知るおすすめ体験

- ・ そば打ち（栽培の話で、地域の農業や特産、歴史を知る。チームビルディングにも。）
- ・ 草木染め（いつも捨ててしまう玉ねぎの皮から美しい染物ができることを知る。）
- ・ わら細工（ものづくり文化の伝承、食とのつながりを知る。）
- ・ みそづくり（自分で作ったみそのおいしさに驚く、食が進む。）

### 技を体験するには

現在、活躍中の「なりわいの匠」は、県 web サイトに市町村ごとの一覧で紹介されています。「なりわいの匠」の技の体験申込については、市町村や最寄りの地域振興局農業（農林水産）振興部までお問い合わせください。



【県 web サイト】

### おわりに

web サイト「にいがたグリーン・ツーリズム」になりわいの匠のガイドブックや活用事例を掲載しています。

様々な技能を持った「なりわいの匠」を、学校の体験活動・交流等の講師に、ぜひご活用ください。



【ガイドブック】

【お問い合わせ】  
地域農政推進課経営構造対策係  
電話 025-280-5707

# インフォメーション

● 県立万代島美術館(新潟市)

## ■ JUNKO KOSHINO コシノジュンコ 原点から現点



展覧会メインビジュアル

世界的ファッションデザイナーであるコシノジュンコの過去最大規模の展覧会。その創造の原点である高校時代のデッサンから、「対極」というデザインコンセプトを通じて創出した世界観、琳派や能との協演など、現在までの活動の全貌をご紹介します。

- 会 期 2月22日(木)～5月26日(日)
- 休 館 日 月曜日  
(ただし、3月25日、4月1日、  
4月29日、5月6日は開館)
- 開館時間 午前10時～午後6時  
(観覧券の販売は午後5時30分まで)
- 観 覧 料 一般1,600円(1,400円)  
高校・大学生1,300円(1,100円)  
中学生以下無料

※( )内は有料20名以上の団体料金です。  
※障害者手帳をお持ちの方は観覧料免除。

### ■ 休館のお知らせ

2月21日(水)まで、施設改修工事・展示替えのため全館休館いたします。

県立万代島美術館  
住所 新潟市中央区万代島5-1 朱鷺メッセ内  
万代島ビル5階  
TEL 025-290-6655  
URL <https://banbi.pref.niigata.lg.jp/>

● 県立近代美術館 (長岡市)

## ■ 行為と詩情—ACTION & POETRY

### 特別展示：尼崎市コレクション 白髪一雄

白髪一雄の作品を全国の美術館で紹介していく兵庫県尼崎市の「白髪一雄発信プロジェクト」と共同し、当館コレクションとのコラボレーションにより、何ものにも囚われない自由に表現された身体と精神との痕跡を見ます。



白髪一雄《天宮星撲天雕》1963年 尼崎市蔵

- 会 期 1月13日(土)～2月25日(日)
- 休 館 日 月曜日(祝日の場合は翌平日)
- 開館時間 午前9時～午後5時  
(観覧券の販売は午後4時30分まで)
- 観 覧 料 一般1,000円(800円)  
高校・大学生 800円(600円)  
中学生以下 無料

### ■ 美術鑑賞講座

#### 「白髪一雄と同時代の作品を見る。」

日時：1月27日(土)14:00-15:30 ※申込不要  
講師：松矢 国憲 (当館学芸課長)

### ■ 開館30周年記念 コレクション展 第4期

- 会 期 開催中～3月31日(日)
- [展示室1・2] 近代美術館の日本画の名品
- [展示室3] 反戦への思い
- 観覧料 一般430円(340円)  
高校・大学生200円(160円)  
中学生以下無料

※( )内は有料20名以上の団体料金です。

県立近代美術館  
住所 長岡市千秋3丁目278-14  
TEL : 0258-28-4111  
URL : <https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/>

## ● 県立歴史博物館（長岡市）

### 冬季テーマ展示 「越後の木綿 いま むかし」

暖かく、加工しやすい木綿は、江戸時代以降、布団や綿入れ・仕事着に広く用いられ、各地で特徴のある衣生活が生み出されました。また、江戸時代後期以降、自家用だけでなく、各地に綿織物の産地が形成され、東北地方や北海道にも販路が広がられていきました。

本展示では、綿織物の見本帳や仕事着など、県内各地の資料館や博物館が所蔵する資料から、木綿と越後の人びとのかかわりを紹介します。また、近年、越後の綿織物の再評価に取り組む人々の活動を紹介します。



魚売りに行く際によく着られていた上衣  
ツギコシドンザ（新潟市西蒲区間瀬）/当館蔵

- 会 期 1月13日（土）～2月25日（日）
- 休 館 日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）
- 開館時間 午前9時～午後5時  
（観覧券の販売は午後4時30分まで）
- 会 場 県立歴史博物館 企画展示室
- 観 覧 料 常設展観覧料でご覧いただけます  
一般 520 円  
高校・大学生 200 円  
中学生以下無料

※学校団体でご観覧の場合は、新潟県内の学校は無料です。事前にお申込みください。

## ◆ 関連イベント

#### 体験プログラム「さき織でコースター作りに挑戦」

裂いた古い布で新しい布を織る伝統的な「さき織」を簡単な道具で体験します。

- 日 時 1月21日（日）、1月28日（日）、  
2月4日（日）  
午後1時30分～3時30分  
（受付は午後3時まで）
- 会 場 常設展示室内体験コーナー
- その他 体験無料、事前申込不要  
※常設展観覧券が必要です

県立歴史博物館  
住所 長岡市関原町1丁目 2247-2  
TEL 0258-47-6130  
URL <http://nbz.or.jp/>

## ● 県埋蔵文化財センター

### 企画展「発掘！新潟の遺跡 2023」

- 期 日 1月12日（金）～3月20日（水）
- 会 場 県埋蔵文化財センター

最新の発掘調査や整理作業の成果を紹介。村上市上野遺跡、柏崎市丘江遺跡、南魚沼市金屋遺跡などを展示します。

※入館・観覧無料

平安時代の遺構から出土した勾玉（金屋遺跡）



《関連イベント》

## ◆ 発掘こぼれ話

- 期 日 1月17日（水）、2月14日（水）  
いずれも午後1時50分～3時20分
- ※会場定員 80名（当日先着）

## ◆ 第27回遺跡発掘調査報告会

- 期 日 3月3日（日）午前10時～午後4時
  - ・2023年度の調査成果報告
  - ・シンポジウム「柏崎市丘江遺跡の木製塔婆からみた中世の葬送」
- ※会場定員：80名（当日先着）  
オンライン配信定員：100名  
（1月15日（月）よりHPで受付）
- ※詳細はHPで確認ください

新潟県埋蔵文化財センター  
住所 新潟市秋葉区金津 93 番地 1  
TEL 0250-25-3981  
FAX 0250-25-3986  
URL <https://www.maibun.net/>

## ●観光文化スポーツ部文化課

「YouTube『新潟ステージチャンネル』  
で、子ども文化芸術体験ステージの動画」  
を公開しています。

音楽や総合学習などの事業に活用し、児童・生徒の感性を磨くツールとするため、子ども文化芸術体験ステージの公演とアウトリーチ（出前教室）の様子の動画を YouTube「新潟ステージチャンネル」に掲載しました。

プロの奏でる演奏をぜひご堪能ください。

YouTube

「新潟ステージチャンネル」→



新潟シンフォニエッタ TOKI（弦楽）

11月3日 上越文化会館



太鼓芸能集団 鼓童（和太鼓）

11月23日 柏崎市文化会館アルフォーレ

新潟県観光文化スポーツ部文化課  
芸術文化振興室  
住所：新潟市中央区新光町 4-1  
TEL：025-280-5139  
公式サイト：  
<https://n-story.jp/bunkasai/>  
新潟ステージチャンネル：  
<https://www.youtube.com/@user-bo8dl6jq1n/featured>

発行所 新潟県教育庁総務課  
所在地 〒950-8570  
新潟市中央区新光町 4 番地 1  
電話 025-280-5587  
FAX 025-285-3766  
E-mail ngt500010@pref.niigata.lg.jp  
Web 版 URL：  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/>  
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください  
<無断転載を禁ず>

※PDF ファイルで御覧の方は、下線部(Web ページアドレス)をクリックすると、直接該当 Web ページにジャンプしますので御活用ください。

※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。「新潟県 教育月報」で検索してください。